



週刊 避難者応援情報紙

浜通り

1月14日発行
Vol.730

さんじゅうまい



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

1/11 (日)

南相馬市HP
「みなみそうまトピックス」から

二十歳を祝う会

二十歳を祝う会が1月11日、ゆめはっとで開催されました。



2ページをご覧ください。

目 次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・二十歳を祝う会 ----- 2
- ・はしご乗り ----- 3
- ・元旦 ----- 4

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 5
- 浪江町 ----- 6
- 双葉町 ----- 8

●相馬税務署

- ・スマートフォンとマイナンバーカードで
ご自宅からe-Tax ----- 13

●新潟県

- ・県外避難者の受入状況 ----- 14

1/11 日

二十歳を祝う会

二十歳を祝う会が1月11日、ゆめはつとで開催されました。

スーツや振袖姿に身を包んだ若者たちが、友人との再会を喜び合いながら、記念撮影を楽しむ姿が見られました。



1/4 日

はしご乗り

相馬小高神社にて、県鳩土木工業連合会相双支部の主催で「はしご乗り」が奉納されました。はしご乗りは家内安全や無病息災などを願い毎年奉納されてきました。集まった市民からは技が決まるたびに大きな歓声があがっていました。



1/1

木祝

元旦

新しい年を迎え、原町区の北泉海岸では初日の出を拝む人々の姿が見られました。
また、市内の神社や観光施設などでは正月行事が行われました。



北泉海岸



三島神社



鹿島御子神社



小高神社



みなみそうまチャンネル

南相馬市

電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663<http://www.minamisoma.tv/channel/>

今週の番組

番組内容 [1/9~1/16]

- 毎時 00分～ オープニング & 今週の番組
- 01分～ 南相馬市長選 期日前投票のお知らせ
- 02分～ 博物館通信vol.38
- 22分～ 生涯学習チャンネル 木製の丸型のミニチュアお花台を作ろう！
- 35分～ Minamisoma Weekly 「ここから調査／国保特定健康診査と特定保健指導」
- 41分～ もうひとつの選択肢 ADR
- 45分～ Minamisoma Weekly 「クリーン原町センター リサイクルプラザ」
- 48分～ 住みたいまちランキング
- 49分～ #みんなの南相馬ポスト
- 50分～ 水道管の冬支度について
- 55分～ 南相馬公式LINE 登録方法
- 59分～ 1月休日当番医／YOUTUBE配信



みゆーまくん



南相馬市からのお知らせ

相馬地方広域市町村圏組合からのお知らせ

1月13日HP更新

相馬看護専門学校では、令和8年4月入学の学生を募集しています。

募集要項・受験願書は、相馬看護専門学校で配布します。

詳細については、お問い合わせいただかホーメページをご覧ください。

募集人員

若干名

受験料

2万円

試験概要

試験方法	願書受け付け	試験日	試験科目
一般入学試験 (3期)	2月12日(木)～3月6日(金)	3月12日(木)	数学、小論文、面接

注意 推薦入学試験および一般入学試験(1・2期)の受け付けは終了しました。

【問い合わせ先】

相馬看護専門学校 総務係

〒976-0006 相馬市石上字南姥沢344

TEL 0244-37-8118

ホームページ <https://soma-kango.jp/>



相馬看護専門学校



問い合わせ

復興企画部 企画課

TEL 0244-24-5358



浪江町からのお知らせ

津島地区の復興状況

1月14日HP更新

平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、町内全域に避難指示が出されました。

浪江町内は、平成25年4月に空間放射線量が低い順に、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域が指定され、津島地区は全域で帰還困難に指定され避難指示が継続していましたが、平成29年12月に一部が特定復興再生拠点区域に設定され、国による除染、インフラ復旧を進め、令和5年3月31日に避難指示が解除されました。

また、令和5年6月には福島復興再生特別措置法が改正され、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除し、住民の帰還・居住を可能とする「特定帰還居住区域」を設定できる制度が創設され、「特定帰還居住区域復興再生計画」を国に申請し、令和6年1月に計画の認定を受けました。本計画に基づき、令和6年度より除染とインフラ整備を進め、早期避難指示解除を目指します。

▶津島地区の復興状況 [PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24121.pdf>



津島

津島の再生に向けた取組



浪江町役場津島支所・福島相双復興推進機構（令和8年1月）

問い合わせ

津島支所

TEL 0240-36-2111

1月7日、請戸漁港で初競りが行われました

請戸地区漁業者を代表した船主の「大漁満足」「海上安全」を願うあいさつに続き、威勢の良い「三本締め」で幕を開けた今年の競り。

冬の味覚を代表するアンコウやタラなど、さまざまな魚がずらりと並びました。仲買人たちの活気ある声が飛び交い、次々と競り落とされていきました。





双葉町からのお知らせ

被災家屋等の解体申請受付窓口の設置について(環境省からのお知らせ)

1月13日HP更新

環境省では、双葉町における特定帰還居住区域(鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、日迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部)の東日本大震災および長期避難に伴い荒廃した家屋等の解体を行っています。解体を希望される方は、申請をお願いします。

解体申請に必要な書類をそろえるのに時間を要する場合がありますので、ご関心がある方は、解体申請受付窓口にお早めにご相談ください。なお、環境省が除染を実施した家屋等は解体の対象になりません。解体の意向がある方は、家屋等の除染実施前にご相談ください。

令和8年4月1日(水)から受付窓口が変更になりますのでご注意ください。

受付窓口の場所・受付時間

■ 3月31日まで

場所 いわき市東田町2丁目19-3 トーキビル1-A号棟(双葉町役場いわき支所隣)

受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日および年末年始を除く)

電話番号 0120-773-275

■ 4月1日から

①浜通り南窓口

場所 いわき市平小太郎町1-6 いわきセンタービル6階(JRいわき駅から約700m)

受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日および年末年始を除く)

電話番号 0120-773-275

②浜通り北窓口

場所 浪江町大字権現堂字上続町12 朝田ビル1階 (JR浪江駅から約200m)

受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日および年末年始を除く)

電話番号 0120-603-016

③双葉町役場いわき支所窓口

場所 いわき市東田町二丁目19-4

受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝日および年末年始を除く)

※他の曜日での相談をご希望される場合も、下記の番号までご相談ください。

電話番号 0120-773-275

④ご希望場所での相談

双葉町役場や自宅など、窓口以外での相談を希望される方は、 0120-773-275までご相談ください。

次ページへ続きます

申請受付対応者

株式会社 高島テクノロジーセンター(環境省業務受託会社)

被災家屋等の解体申請の対象

次の要件をすべて満たす被災家屋等が解体申請の対象となります。

- 特定帰還居住区域(鴻草、渋川、長塚、寺沢、松倉、上羽鳥、下羽鳥、目迫、水沢、前田、新山、細谷、山田、松迫、石熊の各一部)およびその周辺に位置する家屋等

参考:「特定帰還居住区域再生計画が認定されました」

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/10629.htm>



※ 旧避難指示解除準備区域の解体申請は令和3年3月31日、旧特定復興再生拠点区域の解体申請は令和5年8月31日をもって締め切りました。

- 東日本大震災で被災した居宅、付属建屋(倉庫、物置など)、事務所、店舗(以下「家屋等」という。)であること

※ 事務所、店舗については、中小企業基本法第2条に定める中小企業の所有するものに限ります。

- 住家(母屋)については、双葉町役場で交付する建物に関する「り災証明書」で、「り災」の程度が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」に判定されていること

※ り災証明書の申請については、双葉町戸籍税務課(0240-33-0132)または双葉町いわき支所(0246-84-5200)までお問い合わせください。

参考:「東日本大震災による家屋の被害認定調査とり災証明書の発行を行っております」

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/6250.htm>



解体申請の際に事前に準備いただく書類等

- 身分証明書の写し

マイナンバーカードや運転免許証など、顔写真入りのもの。顔写真入りのものがない場合は健康保険の資格確認書と年金手帳や基礎年金番号通知書、複数の公的証明書をお持ちください。

- 家屋等の所有者が分かる書類

家屋等の登記事項証明書もしくは固定資産課税台帳関係書類(固定資産税 名寄帳 兼 課税台帳)

次ページへ続きます

- 印鑑(認印をお持ちください)
- 解体申請を行う家屋等の外観が確認できる写真
- 建物に対する「り災証明書」の写し

注意点

- 原則、対象となる家屋等の所有者(東日本大震災時の所有者)が申請するようお願いします。
- 代理人による申請の場合は、家屋等の所有者との関係を確認させていただきます。
- 除染を実施した家屋等は原則、解体申請の対象になりません。
- 解体希望の家屋等の中に、東京電力ホールディングス株式会社の賠償手続きがお済みでないものがある場合は、事前に東京電力ホールディングス株式会社にご相談されることをおすすめします。
- 家屋等が相続されていない場合、家屋等を共有されている場合、家屋等の敷地を借りている場合、家屋等に抵当権が設定されている場合、賃貸住宅の場合等、解体申請を行うときに、他の権利者の同意が必要になる場合があります。建物の権利の関係で解体申請を悩まれている方も解体申請受付窓口にご相談ください。
- 申請受付から解体着工まで時間を要します。解体の意向がある方は、早めにご相談ください。

▶ 詳細はこちら

<https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/secure/14951/C01.pdf>



【問い合わせ先】

高島テクノロジーセンター(環境省業務受託会社)

0120-773-275(フリーダイヤル)

受付時間 月～金 午前8時30分～午後5時15分

※土、日、祝日および年末年始はお休みさせていただきます。

双葉町内モニタリングポストの測定結果について(令和7年12月測定)

令和7年12月25日HP更新

原子力規制庁では町内に設置したモニタリングポストの測定結果を公表しています。

その中で町内の公共施設および各地区集会所に設置されたモニタリングポストの測定値を見やすくまとめたものを掲載します。

測定値は令和7年12月22日のものです。

全体的に令和7年10月1日と比較して大きな変動はなく推移しています。

(単位: $\mu\text{Sv}/\text{時}$)

地区	地点	測定日					
		平成24年 4月1日	令和3年 11月28日	令和7年 3月14日	令和7年 7月1日	令和7年 10月1日	令和7年 12月22日
新山	第一分団屯所	—	0.34	0.13	0.14	0.12	0.13
新山	新山公民館	—	0.15	0.13	0.13	0.13	0.13
新山	旧双葉町歴史民俗資料館	—	0.16	0.17	0.16	0.16	0.15
新山	旧双葉南小学校	—	0.16	0.16	0.16	0.17	0.16
新山	旧双葉中学校	—	0.16	調整中	調整中	調整中	調整中
新山	県立双葉高等学校	—	0.18	0.18	0.18	0.18	調整中
新山	中央公園	—	0.19	0.20	0.20	0.20	0.19
新山	国道6号線高万迫地内	—	—	0.63	0.65	0.63	0.61
下条	双葉総合公園	2.60	0.54	0.46	0.48	0.47	0.50
下条	旧双葉町役場	—	0.18	0.17	0.18	0.15	0.15
郡山	郡山公民館	1.48	0.29	0.24	0.24	0.23	0.23
細谷	旧細谷公民館	—	0.29	調整中	0.24	0.25	0.25
三字	旧三字公民館	2.53	0.14	0.12	調整中	0.13	0.12
山田	山田農村広場	24.47	3.08	2.55	2.61	2.49	2.48
石熊	石熊公民館	12.10	1.44	1.35	1.32	1.24	1.28
長塚	双葉町体育館跡地	6.25	0.44	0.27	調整中	0.27	0.26
長塚	旧長塚二公民館	3.26	0.20	0.15	0.17	0.16	0.15
長塚	旧双葉町青年婦人会館	—	1.21	0.99	1.02	0.97	0.95
長塚	町西住宅跡地	—	0.17	0.14	0.15	0.14	0.14
長塚	JAふたば北部営農センター	—	0.98	0.86	0.95	0.50	0.48
長塚	旧双葉北小学校	—	0.30	0.33	0.33	0.31	0.33
長塚	旧ふたば幼稚園	—	1.04	0.89	0.94	0.92	0.88
長塚	双葉駅北側駐車場	—	0.26	0.26	0.25	0.24	0.24
長塚	旧双葉町児童館跡地	—	0.18	0.14	0.14	0.13	0.12
羽鳥	上羽鳥	1.89	0.23	0.25	0.25	0.24	0.24
羽鳥	旧羽鳥公民館	1.73	0.34	0.31	0.31	0.30	0.29
寺松	旧寺松公民館	3.46	0.72	0.57	0.61	0.56	0.57
渋川	渋川公民館	1.48	0.32	0.28	0.30	0.27	0.26
鴻草	北部コミュニティセンター	4.30	0.51	0.43	0.46	0.43	0.42
両竹	旧両竹公民館	0.54	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06
中田	旧中田公民館	0.77	0.15	0.13	0.13	0.13	0.11
浜野	双葉町産業交流センター	—	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04

※「旧双葉中学校」は解体等のため当面の間測定を休止いたします。

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

令和7年度 有害鳥獣捕獲頭数報告(～12月末)

1月8日HP更新

当町ではイノシシ等野生鳥獣の捕獲を平成25年10月から開始し、環境省・福島県・双葉町が連携して対処しています。

平成30年12月から、双葉町有害対象狩猟鳥獣捕獲隊を編成し、避難指示解除準備区域内での捕獲活動を行っていましたが、令和4年度からは、町の委託業者が捕獲活動を行っています。

また帰還困難区域では、引き続き環境省にて捕獲活動を行っています。

●帰還困難区域

(単位:頭)

鳥獣名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
イノシシ	-	0	3	46	17	7	13	15	15	116
アライグマ	-	4	3	15	15	7	1	2	4	51
ハクビシン	-	2	8	5	2	0	0	0	1	18
計	-	6	14	66	34	14	14	17	20	185

●避難指示解除区域

鳥獣名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
イノシシ	-	0	0	1	4	2	0	1	7	15
アライグマ	-	3	4	9	6	5	5	0	3	35
ハクビシン	-	1	1	0	0	0	0	0	0	2
計	-	4	5	10	10	7	5	1	10	52

問い合わせ

農業振興課・農業委員会

TEL 0240-33-0128

双葉町公式YouTubeチャンネルから  YouTube

双葉町ダルマ市 開催

1月10日、11日の2日間、JR双葉駅前にて「双葉町ダルマ市」が開催されました。

今年は約3,800人が来場し、昨年を上回る多くの来場者で賑わいました。

会場では双葉ダルマの販売をはじめ、飲食・物販ブースやステージイベントなどが行われ、終始活気にあふれています。

▶ <https://youtu.be/JQiGukSvKNk>



相馬税務署からのお知らせ

スマホとマイナンバーカードでご自宅からe-Tax

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、ご自身のスマートフォン・タブレットなどで、ご自宅から所得税の確定申告ができます。

▶確定申告書等作成コーナー

<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>



▶動画で見る確定申告(令和7年分確定申告特集)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/kakushin-sakusei/douga.htm>



■メリットがたくさん

- ご自宅から24時間利用できます(メンテナンス時間を除きます)
- 受信通知からいつでも確定申告の内容が確認できます
- 添付書類の提出が不要となります(一部の書類を除きます)
- 3週間程度で還付になります(書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付

■申告に必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン
- マイナンバーカードのパスワード2つ
 - ①署名用電子証明書(英数字6～16文字)
 - ②利用者証明用電子証明書(数字4桁)

■注意

電子証明書の有効期限が過ぎた場合、e-Tax等がご利用できません。

確定申告期は、電子証明書の更新窓口(市区町村)が混雑することも予想されますので、お早めに更新手続をお願いいたします。

なお、パスワードが不明な場合またはロックされた場合は、市町村の窓口またはコンビニなどで初期化が可能です。

問い合わせ

相馬税務署 個人課税部門

TEL 0244-36-3111(代表)



県外避難者の受入状況

■市町村把握分

市町村	人 数
新潟市	698
長岡市	161
三条市	51
柏崎市	407
新発田市	123
小千谷市	7
加茂市	9
十日町市	11
見附市	14
村上市	29

市町村	人 数
燕市	47
糸魚川市	3
妙高市	5
五泉市	16
上越市	22
阿賀野市	29
佐渡市	21
魚沼市	2
南魚沼市	-
胎内市	26

市町村	人 数
聖籠町	-
弥彦村	7
田上町	-
阿賀町	-
出雲崎町	-
湯沢町	8
津南町	-
刈羽村	20
関川村	-
粟島浦村	-
合 計	1,716

(前月 1,715)

令和7年12月31日現在

区 分	人 数
1 公営住宅・雇用促進住宅等	3
2 借上げ仮設住宅	20
3 賃貸住宅・持家・親戚知人宅等	1,693
1+2+3(市町村把握分)	1,716
4 病院	0
5 社会福祉施設	2
合 計	1,718

(前月 1,717)

問い合わせ

防災局 防災企画課 防災事業係

TEL 025-282-1606

避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど)
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2026.1.14現在)

市町村名	世帯数	人 数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	3	7
合 計	22	51

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511